

泊まって応援、旅して発見！「あおもり宿泊キャンペーン」実施要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外からの観光客が激減し、県内宿泊事業者が厳しい環境に直面していることに鑑み、県内における流動及び消費拡大を図るため、泊まって応援、旅して発見！「あおもり宿泊キャンペーン（以下、「本キャンペーン」という）」を実施することとし、本キャンペーンに参加する宿泊施設の募集、青森県民向けの新たな宿泊プランの造成・販売、キャンペーン実施料の支払い手続など、本キャンペーンの実施に必要な事項を定めるものである。

2 県内大規模宿泊キャンペーンによる宿泊期間

2020年7月10日から2021年3月12日まで

※新型コロナウイルス感染症の状況により変動あり

3 予算額

110,000,000円（税込）

4 目標宿泊者数

10,000人

5 宿泊者対象

青森県内居住者

6 キャンペーン対象施設の要件

本キャンペーンへの参加対象となる宿泊施設は、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 青森県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- (2) 下記いずれかの会員に該当する施設であること。
 - ・公益社団法人青森県観光連盟（以下、「青森県観光連盟」という。）会員
 - ・青森県旅館ホテル生活衛生同業組合会員（青森県観光連盟会員）
 - ・青森県民宿連合会会員（青森県観光連盟会員）
 - ・浅虫温泉旅館組合会員（青森県観光連盟会員）
- (3) 上記（2）以外で、市町村からの推薦があり、県が承認した施設であること。
- (4) 上記（1）から（3）のいずれかに該当する施設で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ていること。
- (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
- (6) 「青森県暴力団排除条例」（平成23年3月18日青森県条例第9号）を遵守する施設であること。
- (7) その他公序良俗に反しない施設であること。

7 キャンペーン参加の要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施すること。
- (2) 県内流動を促進するため、青森県民向けに、自施設のセールスポイントや地域の魅力を生かした宿泊プランを造成し、県の承認を得ること。

8 キャンペーンの周知・販売

- ・県及び青森県観光連盟は、県の観光情報サイトや広報誌等を活用し、本キャンペーンのプロモーションを幅広く実施することで県民に周知する。
- ・宿泊施設は自社 HP、OTA サイト等を活用し、県民向けに宿泊プランの PR 及び販売を行う。

9 宿泊プランの要件

- (1) 2020年7月10日から2021年3月12日までに宿泊するプランであること。
- (2) 自施設のセールスポイントや地元の魅力などを生かした、来シーズンも継続実施できる宿泊プランであること。
- (3) 1泊以上する宿泊プランであること（日帰りプランは不可）。
- (4) 宿泊プランは、通年プランや複数の季節限定プランを組み合わせ、目標人数に達するようにする。
※通年プランは、上記（1）の期間を通して内容が同じ宿泊プラン（例：2時間飲み放題付宿泊プラン）、季節限定プランは、季節ごとに目玉となる内容が異なる宿泊プラン（例：季節限定のご夕食プラン/夏のウニ御膳、秋のまぐろ御膳、冬の鮫鱈フルコースなど）も可能とする。
- (5) 宿泊プランは一人一泊当たり税込み 5,500 円を割引いた額で、目標人数分を販売すること。
- (6) 宿泊プランを周知・販売する際には、その広告媒体に、割引額及び「あおり宿泊キャンペーン」における宿泊プランであることを明記すること。
- (7) 連泊プランの場合は、県内周遊を促すため2泊まで認める。
- (8) 割引後の宿泊プラン代金は一泊当たり 1,000 円（税込）以上とすること。

10 キャンペーンの実施料

キャンペーン参加意思確認書及び宿泊プラン企画書を提出し、県から参加の承認を受け、感染防止対策を講じることを条件に、キャンペーンに参加する施設には、下記のとおりキャンペーン実施料を支払うものとする。

<キャンペーン実施料>

1 施設当たり、客室数に応じて下記のとおりキャンペーン実施料を支払うものとする。

区 分	キャンペーン実施料	募集人数（割引人数）
客室数 10 室以上の施設	550,000 円（税込）	50 人
客室数 10 室未満の施設 （客室数…1～9 室）	220,000 円（税込）	20 人

- ・キャンペーン実施料…宿泊プランの造成及び販売、割引に係る費用
- ・宿泊プランの販売状況に応じ、募集人数を増やし追加の実施料を支払う場合がある。

【注意事項】

※客室数 10 室以上の施設における割引人数は 50 人とする。

（50 人×5,500 円＝275,000 円（税込））

※客室数 10 室未満の施設における割引人数は 20 人とする、

（20 人×5,500 円＝110,000 円（税込））

※宿泊プランが複数になる場合でも、1施設当たりの割引人数の上限は、それぞれ50人、20人とする。

11 書類送付先

下記送付先に必要書類を「郵送」してください（FAX、メールでの送付は不可）。

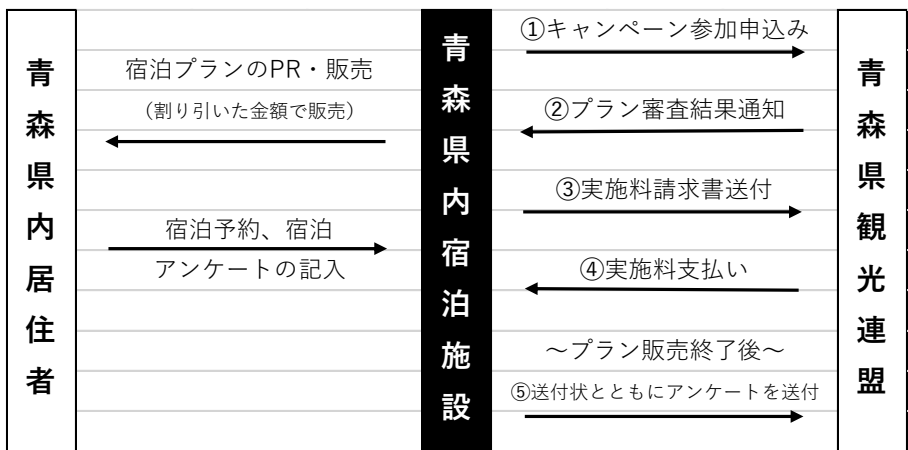
【送付先】公益社団法人青森県観光連盟
 住所：〒030-0803 青森県青森市安方1丁目1番40号
 電話番号：017-722-5080 / FAX番号：017-735-2067

12 キャンペーン参加施設募集期間

令和2年5月22日（金）～令和2年6月19日（金）

- (1) 第一回提出期限：令和2年6月5日（金） ※当日消印有効
 →キャンペーン実施料の支払い：令和2年6月末まで(予定)
- (2) 第二回提出期限：令和2年6月19日（金） ※当日消印有効
 →キャンペーン実施料の支払い：令和2年7月上旬まで(予定)

13 キャンペーン参加の流れ



① キャンペーン参加申込み

- ・本キャンペーンへの参加を希望し、宿泊プランの造成・販売を行う宿泊施設は、青森県観光連盟に対し、参加意思確認書（様式1）により申し込む。

◆参加意思表明書の事前チェックを承ります。ご希望の方は、事前にお電話でご連絡の上、押印前の記入済用紙を、青森県観光連盟（FAX：017-735-2067）までFAXにてお送りください。

◆本キャンペーンの実施に当たり、事前説明会を開催いたします。詳細につきましては別紙をご参照ください。

<県内市町村からの推薦施設について>

- ・県内市町村は、青森県観光連盟会員施設を除き、本キャンペーンへの推薦施設がある場合は、5月29日（金）までに、参加施設推薦書（様式5）を県に提出すること。

- ・ 県は、県内市町村からの参加施設推薦書受領後、宿泊施設に対し必要書類（様式1～4）を送付する。
- ・ 宿泊施設は青森県観光連盟に対し、参加意思確認書（様式1）により申し込む。

② 宿泊プラン審査結果通知

青森県観光連盟は、申込書（宿泊プラン）の内容を審査し、県の承認を得た上でキャンペーンへの参加を決定し、参加決定通知書（様式2）により、本キャンペーンへの参加を決定した宿泊施設に通知する。

③ 実施料の請求

キャンペーンへの参加が決定した宿泊施設は、請求書（様式3）により実施料を請求する。

【注意】

提出書類の内容に不備があった場合、キャンペーン実施料のお支払が遅れる場合があります。送付の際には不備がないよう必ずご確認ください。

④ キャンペーン実施料の支払い

青森県観光連盟は、宿泊施設の請求に基づきキャンペーン実施料を支払う。

⑤ アンケートの回収・集計・報告

- ・ 宿泊施設は、宿泊プランの販売終了後、アンケート送付状（様式4）とともに、利用者から回収したアンケートを、宿泊プランの販売期間終了日から10日以内に青森県観光連盟まで提出すること。
- ・ 青森県観光連盟はキャンペーン期間を通して宿泊施設から回収したアンケートを集計し、県に報告するものとする。
- ・ アンケート様式は別途配布する。

14 その他要件

- (1) 宿泊者にアンケートの記入及びチェックアウト時の提出をお願いすること。
- (2) 本キャンペーンによる宿泊プランの割引は、キャンペーン実施用に県の承認を受けた宿泊プランに限る。
- (3) 利用者の宿泊代金の精算は、事前決済、現地決済のどちらも可能とする。
- (4) 宿泊施設への予約は宿泊者自身が行うものとする。
- (5) 宿泊プランは他の割引との重複も可能とする。

15 宿泊プランの追加販売について

令和2年7月16日（木）に決定した追加販売分については、下記のとおりとする。

(1) 追加予算額

220,000,000円（税込）

(2) 目標宿泊者数

40,000人泊

(3) 追加販売分の重点販売期間

令和2年7月19日（日）～令和2年9月30日（水）

(4) 追加販売開始日時

令和2年7月19日(日) 午前9時予約・販売開始 ※時間厳守

(5) 対象施設

- ①令和2年7月16日(木)時点で、本キャンペーンに参加し、県が承認した宿泊プランの販売を行っている宿泊施設。
- ②上記①の施設以外で、青森県観光連盟の会員(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合会員、青森県民宿連合会会員、浅虫温泉旅館組合会員を含む)であり、県が承認した宿泊施設。
- ③市町村からの推薦によりキャンペーン参加対象となったが、令和2年7月16日(木)時点で本キャンペーンに参加していない施設で、県が承認した宿泊施設。

(6) 実施料について

- ・追加販売に当たっては、一人一泊当たり5,500円(税込)×人泊数の割引費用のみの支払いとし、宿泊プランの企画・造成に係る費用の支払いはしない。
- ・追加販売に当たっては、「追加販売決定通知書」(様式6)または「参加承認通知書」(様式8)の通知による人泊数を上限とする。
- ・当初の上限を超えて追加販売を希望する場合は、事前に県まで電話で連絡をした上で、「追加販売希望申請書」(別紙3)を県まで(FAX:017-734-8126)提出し、県の承認を得ること。ただし追加販売に当たっては、当初の追加販売分を「完売」していることを条件とする。

(7) 販売する宿泊プラン

<令和2年7月16日時点で県の承認を得て本キャンペーンに参加している施設>

- ・現在販売している宿泊プランを継続して販売すること。
- ・季節的食材の手配等の事情により既存の宿泊プランの販売が困難である場合は、既存の宿泊プランの軽微な変更を認める場合がある。その場合は、青森県観光連盟まで事前に連絡をした上で、「宿泊プラン変更企画書」(別紙4)により宿泊プランを再度提出し、青森県観光連盟の審査及び県の承認を得ること。

<令和2年7月16日時点で本キャンペーンに参加していない施設>

- ・本キャンペーンへの参加を希望する施設は、施設や地域の魅力を生かした宿泊プランを造成し、「あおもり宿泊キャンペーン」参加申込書(様式7)により、青森県観光連盟に申し込むこと。

(8) 追加販売の流れ

<令和2年7月16日時点で県の承認を得て本キャンペーンに参加している施設>

①追加販売決定通知

青森県観光連盟は、県が追加販売を承認した施設に対し、「追加販売決定通知書」(様式6)により追加販売の決定及び販売数を通知する。

②追加販売開始

追加販売が決定した施設は、令和2年7月19日(日)午前9時から、追加募集分の予約販売を開始する。

③実績報告及び精算

追加販売を行う施設は、青森県観光連盟に対して下記の書類を提出することで追加

募集分の実績報告を行うこととする。青森県観光連盟は、宿泊施設の提出書類を審査し、県の承認を得た上で、割引に係った費用を宿泊施設に支払うものとする。

【提出書類】

- ア. 利用者から回収したアンケート
- イ. 請求書（様式 9）
- ウ. 追加販売実績報告書（様式 10）

【提出期限】

前月利用分の上記（ア～ウ）書類を、翌月 10 日までに青森県観光連盟に提出すること（当日消印有効）。概ね翌月 10 日までに提出され、不備のない請求書については、翌月末までに前月分の実施料（割引に係った費用）を支払う。

（例）8 月 10 日までに 7 月分（追加募集分）の書類を提出した場合、7 月分の実施料（割引に係った費用）を、8 月末までに支払う。

【書類送付先】

上記（ア～ウ）書類を下記送付先まで「郵送」してください（FAX、メールでの送付は不可）。

＜送付先＞ 公益社団法人青森県観光連盟 宛
住所：〒030-0803 青森県青森市安方 1 丁目 1 番 40 号
電話番号：017-722-5080 / FAX 番号：017-735-2067

＜令和 2 年 7 月 16 日時点で本キャンペーンに参加していない施設＞

① キャンペーン参加申込み

本キャンペーンへの参加を希望する施設は、施設や地域の魅力を生かした宿泊プランを造成し、「あおもり宿泊キャンペーン」参加申込書（様式 7）により、青森県観光連盟に申し込む。

② 参加決定通知

青森県観光連盟は、県が追加販売を承認した施設に対し、「参加承認通知書」（様式 8）により、キャンペーンへの参加及び販売数を通知する。

③ 追加販売開始

追加販売が決定した施設は、青森県観光連盟からの参加決定通知を受領次第、宿泊プランの予約・販売を開始する。

④ 実績報告及び精算

キャンペーンに参加する施設は、青森県観光連盟に対して実績報告書等の書類を提出することで追加募集分の実績報告を行うこととする。青森県観光連盟は、宿泊施設の提出書類を審査し、県の承認を得た上で、割引に係った費用を宿泊施設に支払うものとする。

※提出書類、提出期限及び送付先は、上記（8）③に準ずるものとする。

《備考》

提出された書類の返却はしない。また、本キャンペーンに係る業務以外には使用しない。